

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）交付規程

平成28年4月8日 温審協A第160408001号
一般社団法人 温室効果ガス審査協会 制定

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）交付要綱（平成26年4月1日付け環地温発第1404017号。以下「交付要綱」という。）及び先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業実施要領（平成26年4月1日付け環地温発第1404018号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人温室効果ガス審査協会（以下「協会」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象）

- 第3条 協会は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において協会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙1の2に規定する者とする。
 - 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
 - 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
 - 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙1に定めるとおりと

する。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を協会に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を協会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 協会は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 協会は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたもの

については、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、協会に届け出なければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。なお、補助事業の全部を中止（廃止）した場合は、協会は承認の際に、補助事業を円滑に進める観点から、翌年度に実施される本補助金に採択されないことがある旨の条件を付することができる。ただし、辞退理由が他の補助金採択による場合若しくは天災による場合等、協会が認めた場合はこの限りではない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を協会に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間及び補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称、住所又は連絡先の変更が生じたとき（事務代行者がいる場合はその名称、住所又は連絡先の変更が生じた場合も含む）は、遅滞なく協会に報告

しなければならない。

- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告しなければならない。協会は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第11条第3項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十二 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮き橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、協会の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、協会が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって協会に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第10条 協会は、第8条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業者が法令等、本規程、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を協会に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を協会に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算払請求書を協会に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 協会は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく協会の指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 協会は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(秘密の保持)

第15条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月8日から施行する。

別表第1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業	補助事業を行うために必要な別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	3分の1

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ②機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ③特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）</p> <p>次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業</p>

設備費	付帯工事費	一般管理費	を参考に決定する。												
	機械器具費		請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。												
	測量及試験費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。												
	設備費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。												
	事務費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
			事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。												
			事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。												
			事務費は、工事費及び設備費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>			号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%	
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役員費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙1（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

- (1) 事業場・工場における基準年度排出量が50 t-CO₂以上であること
- (2) 補助事業実施後の事業場・工場の二酸化炭素排出量が、基準年度排出量と比して削減される事業内容であり、排出削減目標量を掲げ、その達成を約す事業であること
- (3) 補助対象設備に、別紙2「環境省指定先進的高効率機器一覧」から、少なくとも1つ以上の機器を含むこと
- (4) 平成27年度に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）により機器等を導入した事業場・工場でないこと

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 民間企業
- (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (4) 法律により直接設立された法人
- (5) その他大臣の承認を経て協会が認める者

3 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十一号及び第十二号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 その他の細則

補助事業者は、法令等及びこの規程の他、環境省の定める「ASSET (Advanced technology promotion Subsidy Scheme with Emission reduction Targets) 第5期実施ルール」及び「ASSET モニタリング報告ガイドライン Ver5.0」（以下、「制度文書」という。）に従わなければならない。なお、制度文書が改訂された場合には、最新のものに従うこと。

5 排出量の算定・排出枠の償却に関する情報提供

補助事業者は、実施要領第4に定める排出量の算定・排出枠の償却について、この規程、協会及び環境省担当官の求めに応じて、排出量の算定・排出枠の償却の進捗状況や検証を実施する第三者機関に関する情報、当該機関との契約内容等、事業の実施に係る情報を提供すること。

環境省指定先進的高効率機器一覧

対象機器	基準
1. ガスエンジンヒートポンプ	<p>室外機がガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものうち、JIS B 8627:2006 に準じて効率が測定されている機器には期間成績係数(APF)および COP について、JIS B 8627:2015 に準じて効率が測定されている機器には期間成績係数(APF_p)および COP_p について下記いずれかの基準を満たすもの。なお、発電機能付きの製品等については APF・COP 等を測定できないため、その母型機の APF・COP 等によって判断するものとする。</p> <p>【JIS B 8627:2015 で効率が測定された機器】</p> <p>相当馬力数<16HP : 1.53 16 HP ≤ 相当馬力数<20HP:1.70 20HP ≤ 相当馬力数:1.85 (APF_p・高位発熱量基準 寒冷地仕様以外)</p> <p>1.44 (APF_p・高位発熱量基準 寒冷地仕様)</p> <p>相当馬力数<10HP : 1.16 10HP ≤ 相当馬力数:1.33 (COP_p・高位発熱量基準 寒冷地仕様以外)</p> <p>1.36 (COP_p・高位発熱量基準 寒冷地仕様)</p> <p>【JIS B 8627:2006 で効率が測定された機器】</p> <p>2.24 (APF・高位発熱量基準) または 1.36 (COP・高位発熱量基準)</p>
2. 店舗・オフィス用エアコン	<p>冷凍機を組み込んだ空気調和機で、室外機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもの）と、室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る）を同時に設置する場合のものうち、個別制</p>

	<p>御ができない店舗・オフィス用途のもの。JIS B 8616 2015 に掲げる計算式に基づいて算出される通年エネルギー消費効率 (APF) が以下の基準を満たすもの。なお、冷房能力が 16kW 以下の機器については、低 GWP 冷媒 (R32 以下のもの) を利用したものに限る。</p> <p>冷房能力\leq4.0kW : 6.8 4.0kW$<$冷房能力\leq5.0kW : 6.6 5.0kW$<$冷房能力\leq6.3kW : 6.3 6.3kW$<$冷房能力\leq11.2kW : 6.5 11.2kW$<$冷房能力\leq16.0kW : 5.9 16.0kW$<$冷房能力 : 5.3 (APF)</p>
<p>3. 設備用エアコン</p>	<p>電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機で、1 台の室外機に対し 1 台または複数台の室内機を接続することが可能なもののうち、主に工場向けのもの。通常、室内機は床置き型である。JIS B8616:2015 に掲げる計算式に基づいて算出される通年エネルギー消費効率 (APF) について下記の基準を満たすもの。</p> <p>冷房能力\leq14.0kW : 4.2 14.0kW$<$冷房能力\leq28.0kW : 4.5 28.0kW$<$冷房能力\leq56.0kW : 4.0 56.0kW$<$冷房能力 : 3.3 (APF)</p>
<p>4. ビル用マルチエアコン</p>	<p>冷凍機を組み込んだ空気調和機で、室外機 (電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもの) と、複数の室内機 (室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る) を同時に設置する場合のもののうち、個別の制御が可能なビル用途のもの。JIS B 8616:2015 に掲げる計算式に基づいて通年エネルギー消費効率 (APF) について下記いずれかの基準を満たすもの。</p> <p>冷房能力\leq14.0kW : 5.5 14.0kW$<$冷房能力\leq16.0kW : 5.3 16.0kW$<$冷房能力\leq22.4kW : 5.8 22.4kW$<$冷房能力\leq28.0kW : 5.6 28.0kW$<$冷房能力\leq33.5kW : 6.0 33.5kW$<$冷房能力\leq40.0kW : 5.7 40.0kW$<$冷房能力\leq69.0kW : 5.8 69.0kW$<$冷房能力\leq80.0kW : 5.7 80.0kW$<$冷房能力\leq101.0kW : 5.8</p>

	101.0kW<冷房能力：5.0 (APF)
5. 吸収式冷温水機、吸収式冷凍機	臭化リチウム液、その他の吸収液を循環過程において 2 回以上再生するもののうち、冷凍能力または加熱能力を加熱源熱消費量（消費電力は含まない）で除して算出される成績係数（COP）が以下の基準を満たすもの。 冷房能力<70RT：1.12 70RT≤冷房能力<150RT：1.30 150RT≤冷房能力：1.35 (高位発熱量基準)
6. 温水ボイラ	燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して業務用の給湯や暖房用途の温水を発生させ、その温水を他に供給するもののうち、JIS B8222 陸用ボイラー熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法または熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が以下の基準を満たすもの。 出力<1000kW：105% 1000kW≤出力：88% (低位発熱量基準)
7. 蒸気ボイラ	ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して水蒸気を発生させ、その蒸気を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラー熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法または熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が以下の基準を満たすもの。 蒸発量≤1500kg/h：96% 1500kg/h<蒸発量≤7200kg/h：98% 7200kg/h<蒸発量：94% (低位発熱量基準)
8. 潜熱回収型給湯器	排気中の潜熱を回収して再加熱するための機能を有する給湯器のうち、JIS S 2109 にて規定されている熱効率（給水温度を 40℃昇温させる時の給湯出力とガス熱量（高位発熱量基準）の比）から算出された熱効率が 0.95 以上であるもの
9. 空気冷媒方式冷凍機	空気の断熱膨張における温度低下により、-50~-100℃の空気を得る冷凍機のうち、定格能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値（COP）が 0.4 以上であるもの。なお、COP は庫内温度：-60℃、庫容量：1000 トン程度の条件下において算出したものとし、付属する機器動力も加味した定格消費エネルギーを用いることとする。

<p>10. 冷凍冷蔵倉庫用自然冷媒冷凍機</p>	<p>主に冷凍冷蔵倉庫用途として$-40\sim-5^{\circ}\text{C}$程度の冷媒を庫内に循環させる冷凍機のうち、定格能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。</p> <p>$-20^{\circ}\text{C} < \text{保管温度帯} \leq 10^{\circ}\text{C}$ 冷凍能力$\leq 200\text{kW}$: 3.76 $200\text{kW} < \text{冷凍能力}$: 3.37</p> <p>$-40^{\circ}\text{C} < \text{保管温度帯} \leq -20^{\circ}\text{C}$ 冷凍能力$\leq 50\text{kW}$: 1.80 $50\text{kW} < \text{冷凍能力}$: 2.10</p>
<p>11. 空冷ヒートポンプチャラー</p>	<p>空気を熱源としたヒートポンプ方式の空冷式チリングユニットのうち、JISB8613:1994 または JRA4066:2014 に準じて算定された成績係数 (COP) が以下の基準を満たすもの。</p> <p>冷却能力$\leq 60.0\text{kW}$: 2.87 $60.0\text{kW} < \text{冷却能力} \leq 90.0\text{kW}$: 3.07 $90.0\text{kW} < \text{冷却能力} \leq 120.0\text{kW}$: 3.50 $120.0\text{kW} < \text{冷却能力} \leq 220.0\text{kW}$: 3.30 $220.0\text{kW} < \text{冷却能力}$: 4.00 (標準仕様 冷水出入口温度差 5°C)</p> <p>3.41 (標準仕様 冷水出入口温度差 7°C)</p> <p>2.89 (寒冷地仕様)</p> <p>3.79 (寒冷地仕様・散水式)</p> <p>2.33 (ブライン仕様 ブライン入口 3°C、出口 0°C)</p> <p>冷却能力$\leq 90.0\text{kW}$: 2.45 $90.0\text{kW} < \text{冷却能力}$: 2.30 (ブライン仕様 ブライン入口 0°C、出口 -5°C)</p> <p>冷却能力$\leq 60.0\text{kW}$: 1.73</p>

	<p>60.0kW<冷却能力：2.63 (ブライン仕様 ブライン入口-2℃、出口-5℃)</p> <p>冷却能力≤60.0kW：1.87</p> <p>60.0kW<冷却能力：2.14 (ブライン仕様 ブライン入口-2℃、出口-7℃)</p> <p>冷却能力≤90.0kW：2.90</p> <p>90.0kW<冷却能力：2.75 (ブライン仕様・散水式 ブライン入口 0℃、出口-5℃)</p> <p>冷却能力≤60.0kW：2.60</p> <p>60.0kW<冷却能力≤120.0kW：3.30</p> <p>120.0kW<冷却能力：3.00 (冷房専用 冷水出入口温度差 5℃)</p> <p>3.41 (冷房専用 冷水出入口温度差 7℃)</p> <p>4.60 (冷房専用 散水式 冷水出入口温度差 5℃)</p> <p>4.80 (冷房専用 散水式 冷水出入口温度差 7℃)</p> <p>冷却能力≤60.0kW：2.63</p> <p>60.0kW<冷却能力：2.41 (冷房専用・ブライン仕様 ブライン入口-2℃、出口-5℃)</p> <p>4.72 (散水式冷水出入口温度差 5℃)</p> <p>4.80 (散水式冷水出入口温度差 7℃)</p> <p>(いずれも COP)</p>
12. 水冷ヒートポンプチャ―	<p>水を熱源としたヒートポンプ方式の水冷式チリングユニットのうち、JISB8613:1994 または JRA4066:2014 に準じて算定された成績係数 (COP) が以下の基準を満たすもの。</p>

	<p>冷却能力\leq80.0kW : 3.82 80.0kW$<$冷却能力 : 5.02 (冷水出入口温度差 5°C)</p> <p>2.74 (ブライン仕様 ブライン入口 3°C、出口 0°C)</p> <p>冷却能力\leq60.0kW : 2.24 60.0kW$<$冷却能力 : 2.55 (ブライン仕様 ブライン入口-3°C、出口-7°C)</p> <p>(いずれも COP)</p>
13. ターボ冷凍機	<p>電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の熱源機のうち JISB8621:2011 に掲げる計算式に基づいて算出される成績係数 (COP) もしくは期間成績係数 (IPLV) について下記いずれかの基準を満たすもの。ただし、オゾン破壊係数が 0 の冷媒を使用しているものに限る。</p> <p>冷凍能力\leq220USRT : 5.40 220USRT$<$冷凍能力\leq500USRT : 5.96 500USRT$<$冷凍能力\leq1000USRT : 6.12 1000USRT$<$冷凍能力 : 6.03 (COP)</p> <p>冷凍能力\leq220USRT : 7.24 220USRT$<$冷凍能力\leq500USRT : 8.05 500USRT$<$冷凍能力\leq1000USRT : 8.50 1000USRT$<$冷凍能力 : 8.09 (IPLV)</p>
14. ヒートポンプ給湯機	<p>電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機で、自然冷媒を利用したもののうち、JRA4060:2014 に基づいて算出される年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率が下記いずれかの基準を満たすもの。</p> <p>標準仕様 加熱能力\leq20kW : 4.1 20kW$<$加熱能力 : 3.9</p> <p>寒冷地仕様 加熱能力\leq20kW : 3.5</p>

	20kW<加熱能力：3.3						
	(年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率)						
15. 高温水ヒートポンプ	下水熱や工場排水、排ガス等の未利用熱を熱源として活用するヒートポンプであり、水等の二次媒体を加熱する熱源機のうち、定格加熱能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。なお、熱源や供給方式、温水出口温度、熱源媒体入口温度、熱源媒体出口温度、温水出入口温度差等によって定められた区分ごとに基準を設定する。						
	区分	条件等（温度条件について、X~YはX以上Y以下を、X~はX以上を、~YはY以下をそれぞれ意味する）					
		熱源	供給方式	温水出口温度（℃）	熱源媒体入口温度（℃）	熱源媒体出口温度（℃）	温水出入口温度差（℃）
	1	空気	循環式	65~70	16	12	5
	2	空気	循環式	65~70	25	21	5
	3	空気	循環式	65~70	25	21	10
	4	空気	一過式	JRA4060:2014 に準じて算出			
	5	水	循環式	65	20	15~17	5
	6	水	循環式	65	30	25~30	5
	7	水	循環式	65	38~40	35	5
	8	水	循環式	65	17~30	7~20	10
	9	水	循環式	65	40	30	10
	10	水	循環式	75	20	15~17	5
	11	水	循環式	75	30	25~27	5
	12	水	循環式	75	40	35	5
	13	水	循環式	75	30	20	10
	14	水	循環式	75	35~40	30	10
	15	水	循環式	90	30	25	5
	16	水	循環式	90	40	35	5
	17	水	循環式	90	40	30	10
	18	水	循環式	90	17	7	10
	19	水	一過式	JRA4060:2014 に準じて算出			
	20	水空気	循環式	65	~20	~15	5
	21	水空気	循環式	75	17	7	10
	22	水空気	循環式	65	25	21	5
	23	水空気	一過式	水熱源運転で JRA4060:2014 に準じて算出			
	24	水空気	一過式	空気熱源運転で JRA4060:2014 に準じて算出			
		区分	基準 (COP)				
		1	3.09				
		2	2.9				
		3	3.4				

		4	3.8	
		5	3.11	
		6	2.8	
		7	3.0	
		8	3.2	
		9	4.7	
		10	2.1	
		11	2.2	
		12	4.0	
		13	3.0	
		14	3.8	
		15	2.5	
		16	3.2	
		17	3.0	
		18	2.75	
		19	4.3	
		20	2.9	
		21	2.05	
		22	2.9	
		23	3.9	
		24	4.1	
16. 熱風ヒートポンプ	高温の熱風を発生させる装置であり、自然冷媒を用いたヒートポンプ方式のもののうち、定格加熱能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値が 3.44 以上であるもの。なお、算出に当たっては、空気入口温度 20℃、熱風供給温度 100℃、熱源水入口温度 30℃、熱源水出口温度 25℃を前提条件とする。			
17. 蒸気発生ヒートポンプ	蒸気を発生させる装置であり、ヒートポンプ方式のもののうち、定格加熱能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。なお、算出に当たっては、蒸気圧力、熱源水入口温度、熱源水出口温度を使用条件に応じて以下のとおり設定することを前提条件とする。 蒸気圧力 0.1MpaG、熱源水入口温度 65℃、熱源水出口温度 60℃ : 3.53 蒸気圧力 0.1MpaG、熱源水入口温度 80℃、熱源水出口温度 70℃ : 3.50 蒸気圧力 0.6MpaG、熱源水入口温度 70℃、熱源水出口温度 65℃ : 2.45 (COP)			
18. 蒸気再圧縮	産業プロセス等で利用された排熱を回収し、循環式の供給方式を用い			

装置	<p>るヒートポンプのうち、システム消費電力 (kW) を吐出蒸気量 (kg/h) で割って算出する消費電力量 (kWh/kg) が以下の基準を満たすもの。なお、算出に当たっては、吐出圧力、吐出蒸気量、給水温度を使用条件に応じて以下のとおり設定することを前提条件とする。</p> <p>吐出圧力:0.1MpaG 以上 0.2MpaG 以下、吐出蒸気量:1.0t/h 以上 2.0t/h 以下、給水温度:80℃ : 0.067 吐出圧力:0.4MpaG 以上、吐出蒸気量:1.0t/h 以上 1.5t/h 以下、給水温度:80℃ : 0.085 吐出圧力:0.1MpaG 以上 0.3MpaG 以下、吐出蒸気量:3.0t/h 以上、給水温度:80℃ : 0.064 (kWh/kg)</p>
19. 誘導モータ	<p>固定子巻線に交流電流を流して回転磁界をつくり、電磁誘導によって回転子巻線に誘導電流を流し、それと磁界との作用により回転トルクを発生させるモータのうち JISC4034-2-1 に準拠して算定された効率値が以下の基準を満たすもの。なお、算出にあたっては極数:4 極、周波数:60Hz における数値とする。</p> <p>容量\leq2.2kW : 89.9 2.2kW<容量\leq10.0kW : 91.8 10.0kW<容量\leq22.0kW : 93.4 22.0kW<容量\leq37.0kW : 94.7 37.0kW<容量 : 95.8 (%)</p>
20. 永久磁石同期モータ	<p>回転子に永久磁石 (PM) を使用した同期モータのうち、JISC4034-2-1 に準拠して算定された効率値が以下の基準を満たすもの。</p> <p>容量\leq3.0kW : 90.4 3.0kW<容量\leq6.5kW : 92.8 6.5kW<容量\leq45.0kW : 94.6 45.0kW<容量 : 96.5 (%)</p>
21. 変圧器	<p>電磁誘導を利用して交流電圧を昇降させる装置のうち、無負荷損と負荷損に負荷率の自乗を足して算出される数値 (全損失 W) が以下の基準を満たす (基準以下) ものとする。</p> <p>【油入変圧器、単相】 (50Hz) 容量\leq10kVA : 58</p>

10kVA < 容量 ≤ 20kVA : 96
20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 129
30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 190
50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 210
75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 266
100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 367
150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 465
200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 615
300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 848
(W)

(60Hz)

容量 ≤ 10kVA : 55
10kVA < 容量 ≤ 20kVA : 93
20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 125
30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 182
50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 202
75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 262
100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 340
150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 445
200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 596
300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 835
(W)

【油入変圧器、三相】

(50Hz)

容量 ≤ 20kVA : 129
20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 168
30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 244
50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 275
75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 332
100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 440
150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 550
200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 734
300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 1,063
500kVA < 容量 ≤ 750kVA : 1,930
750kVA < 容量 ≤ 1000kVA : 2,358
1000kVA < 容量 ≤ 1500kVA : 3,258
1500kVA < 容量 ≤ 2000kVA : 4,265

(W)

(60Hz)

容量 \leq 20kVA : 126

20kVA $<$ 容量 \leq 30kVA : 165

30kVA $<$ 容量 \leq 50kVA : 236

50kVA $<$ 容量 \leq 75kVA : 257

75kVA $<$ 容量 \leq 100kVA : 310

100kVA $<$ 容量 \leq 150kVA : 420

150kVA $<$ 容量 \leq 200kVA : 523

200kVA $<$ 容量 \leq 300kVA : 685

300kVA $<$ 容量 \leq 500kVA : 1,001

500kVA $<$ 容量 \leq 750kVA : 1,850

750kVA $<$ 容量 \leq 1000kVA : 2,300

1000kVA $<$ 容量 \leq 1500kVA : 3,208

1500kVA $<$ 容量 \leq 2000kVA : 4,118

(W)

【モールド変圧器、単相】

(50Hz)

容量 \leq 10kVA : 75

10kVA $<$ 容量 \leq 20kVA : 118

20kVA $<$ 容量 \leq 30kVA : 162

30kVA $<$ 容量 \leq 50kVA : 231

50kVA $<$ 容量 \leq 75kVA : 197

75kVA $<$ 容量 \leq 100kVA : 228

100kVA $<$ 容量 \leq 150kVA : 316

150kVA $<$ 容量 \leq 200kVA : 396

200kVA $<$ 容量 \leq 300kVA : 519

300kVA $<$ 容量 \leq 500kVA : 787

(W)

(60Hz)

容量 \leq 10kVA : 72

10kVA $<$ 容量 \leq 20kVA : 113

20kVA $<$ 容量 \leq 30kVA : 148

30kVA $<$ 容量 \leq 50kVA : 218

50kVA $<$ 容量 \leq 75kVA : 186

75kVA $<$ 容量 \leq 100kVA : 229

	<p>100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 291 150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 372 200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 521 300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 796 (W)</p> <p>【モールド変圧器、三相】 (50Hz)</p> <p>容量 ≤ 20kVA : 162 20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 197 30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 296 50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 251 75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 343 100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 448 150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 474 200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 630 300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 904 500kVA < 容量 ≤ 750kVA : 1,873 750kVA < 容量 ≤ 1000kVA : 2,305 1000kVA < 容量 ≤ 1500kVA : 4,220 1500kVA < 容量 ≤ 2000kVA : 5,275 (W)</p> <p>(60Hz)</p> <p>容量 ≤ 20kVA : 161 20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 193 30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 291 50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 247 75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 313 100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 432 150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 484 200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 640 300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 892 500kVA < 容量 ≤ 750kVA : 1,888 750kVA < 容量 ≤ 1000kVA : 2,323 1000kVA < 容量 ≤ 1500kVA : 4,158 1500kVA < 容量 ≤ 2000kVA : 5,057 (W)</p>
22. コージェネ	ガス・石油等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式

レーション	<p>により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給システムのうち JIS B 8121 コージェネレーションシステムに準じて算出された総合効率（発電端）又は発電効率について下記いずれかの基準を満たすもの。</p> <p>（総合効率・低位発熱量基準） 82%</p> <p>（発電効率・低位発熱量基準） 41%</p>
23. LED ベースライト照明器具（ストリート）	<p>発行ダイオード（LED）を光源に使用した 直管蛍光灯相当サイズのベースライト照明器具で、電気用品安全法の下での PSE マークが付与されているもののうち、定格光束を定格消費電力で除して算出した数値が 180.0[lm/W]以上のもの。</p>
24. LED ベースライト照明器具（32 形/45 形蛍光灯スクエアタイプ）	<p>発行ダイオード（LED）を光源に使用した 32 形または 45 形蛍光灯相当のスクエアタイプのベースライト照明器具で、電気用品安全法の下での PSE マークが付与されているもののうち、定格光束を定格消費電力で除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。</p> <p>45 形 : 147.2 (lm/W) 32 形 : 146.7 (lm/W)</p>
25. 電子計算機（サーバ型）	<p>電子計算機であり、サーバ型のもののうち、省エネ法における区分毎に、消費電力を複合理論性能で除して算出した数値が以下の基準を満たす（基準以下）もの。</p> <p>A 区分 : 1,418 B 区分 : 2,346 C 区分 : 1.3 D 区分 : 1.3 E 区分 : 3.93 F 区分 : - G 区分 : - H 区分 : - I 区分 : 0.15 J 区分 : 0.246 K 区分 : 0.65 L 区分 : 0.39</p>
26. 業務用冷凍冷蔵庫	<p>レストランの厨房やスーパーマーケットのバックヤード等に使用される業務用の冷凍冷蔵庫のうち、JISB8630(日本工業規格)に準じて算出されたエネルギー消費効率 kWh/年（機器が1年間に消費する電力量）</p>

が以下の基準を満たすもの。ただし、縦型は奥行 800 mmの製品を、横型は奥行 600 mmの製品をベースに設定しているため、その他の奥行の製品を水準値と比較する場合は、以下の通り補正した容積帯における水準値を参照することとする。

縦型：環境省指定先進的高効率機器における参照容積帯=800[mm]／奥行[mm]×容積[L]

横型：環境省指定先進的高効率機器における参照容積帯=600[mm]／奥行[mm]×容積[L]

【縦型冷蔵庫】

容量≤700L：440

700L<容量≤1,200L：520

1,200L<容量：730

【横型冷蔵庫】

容量≤250L：370

250L<容量≤350L：440

350L<容量≤450L：490

450L<容量：540

【縦型冷凍冷蔵庫】

(冷凍室 1 室)

容量≤1,200L：1,460

1,200L<容量：1,680

(冷凍室 2 室)

容量≤900L：1,580

900L<容量≤1,200L：1,780

1,200L<容量：1,970

【横型冷凍冷蔵庫】

容量≤250L：1,340

250L<容量≤350L：1,530

350L<容量：1,900

【縦型冷凍庫】

容量≤700L：1,320

700L<容量≤900L：1,850

900L<容量≤1,200L：2,120

	1,200L＜容量≤1,500L：2,630 1,500L＜容量：3,410 【横型冷凍庫】 容量≤250L：1,060 250L＜容量≤350L：1,250 350L＜容量：1,500
27. 工業炉用バーナ	セラミック、電子部品、金属、ガラス、ガス、粉体などを所定の温度で加熱、焼結、溶解、熱処理するため設備（工業炉）における燃焼装置のうち、炉の種類ごとに設定した排ガス回収率の水準を満たす炉に設置されたもの。 溶解炉:85.0% 熱処理炉:80.6% 加熱炉:80.0% ガス焼却炉:90.0%

(備考)

- ※ 各機器において電源周波数50Hz 及び60Hz により効率が異なる場合で、本表中に特段の指定が無い場合は、いずれかが基準となる水準を満たしていれば対象機器となる。
 - ※ 冷温同時取出しを行うヒートポンプ等については、(冷却能力+加熱能力)/消費電力で求められる効率が、該当する機器区分の基準値を満たしている場合には対象となる。
- この一覧表に記載された有効数字によって環境省指定先進的高効率機器水準を満たすものか判断することとする（例：出力1000kWを下回る温水ボイラの水準値は105%であるが、JIS B 8222 陸用ボイラ—熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法に準じて算出されたボイラ効率が104.5%である機器は、四捨五入すると105%となるため、基準を満たす）。